

令和 2 年度第 9 回

南国市農業委員会議事録

令和 2 年 1 2 月 4 日（金）

令和2年度第9回農業委員会議事録

日 時 令和2年12月4日（金） 午後1時30分～午後2時42分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（5）使用貸借の合意解約通知の件

（6）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三
13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝	17番 松岡 清
18番 森尾 晴代	19番 植野 永子		

欠席者（農業委員 2名）

7番 面井 一成	16番 垣内 育男
----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

1番 西本 良平	2番 岩原 英幸	4番 笥 和幸	5番 金田 善充
7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三	9番 山本 修平	10番 北原 章吾
11番 山北 泰司	12番 杉本 和繁	13番 武内 俊暁	15番 岡田 廣志
16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫		

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

3番 門田 俊一	6番 門田 理博	14番 浜田 勉
----------	----------	----------

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝
-----------	-----------

会長	それでは第9回の定例総会を始めます。欠席届は、2番の池委員は途中参加です。7番の西井委員、16番の垣内委員。推進委員では3番の門田委員、6番の門田委員、14番の浜田委員から出ております。本日の議事録署名人は14番の鈴木委員と15番の濱田委員よろしくお願いします。今月の現地確認は12月18日、金曜日13時から、事務局に集合をお願いします。11番の末政委員と12番の平田委員、推進委員は12番の杉本委員をお願いします。本日の議案につきましては農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件です。ご審議をお願いします。協議事項としまして意見書について局長よりご提案をします。その他、農地パトロール報告会、人・農地プランの報告会について行います。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年12月4日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数10件、申請受理面積、田 19,239.30 m²、畑 465.01 m²、計 19,704.31 m²。事務局説明をお願いいたします。その前に受付番号54号について、議事参与の制限により武市委員の退室をお願いします。 (10番 武市委員 退室)
会長 藤田次長	事務局よろしく。 議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書3ページをご覧ください。受付番号54号です。譲受人は68歳。申請地は大桶の田畑で、3筆で計 552.01 m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後も今までと同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしくをお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (10番 武市委員 入室)

会長

藤田次長

それでは事務局、残りの説明をお願いします。

議案書 2 ページの受付番号 50 号です。譲受人は 70 歳。申請地は上野田の田、12 筆で計 8,728.3 m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は山林化した土地を除き、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどは所有していないため、作業委託をしています。農作業歴は 10 年で、農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今まで同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。50 号については以上です。

受付番号 51 号です。譲受人は 70 歳。申請地は岡豊町小竈の田、101 m²。売買による所有権移転で、申請地は自宅の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は 50 年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に野菜を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。51 号については以上です。

受付番号 52 号です。譲受人は 45 歳。申請地は稲生の畑、99 m²。売買による所有権移転です。譲受人は 6 年前から申請地の維持管理をしており、今回譲渡人から買受けの申し出があったため、自宅また自作地の隣で一体的に耕作するには便利であったため取得するものです。譲受人の経営農地については、申請地の隣の農地のみで、野菜や果樹が耕作されています。農作業歴は 6 年で、農作業には本人と妻と妻の母が従事しています。次に下限面積要件ですが、譲受人の経営面積と申請地をあわせても 5,000 m²未満となるため例外規定による申請になります。農地法施行令には、下限面積要件の例外規定があり、その例外規定に該当していれば許可ができます。では、その例外規定がどのようなものか説明いたします。資料は、本日机の上に配付しております資料の 1 ページをご覧ください。前のほうにも出させていただきます。農地法施行令の中で、下限面積の例外規定は第 2 条第 3 項に示されています。今回の案件は、その中の 3 号に該当するかどうかという判断になります。一番下の黄色の部分をご覧ください。その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得することとなっています。申請地がこれらの要件を満たしていれば、50a という下限面積要件を満たさなくても許可ができることになります。では、申請地の位置面積などについて説明いたしますので、資料 2 ページ目になります。位置図になります。申請地の位置は稲生小学校の西で、赤色で囲んだところになります。青色で囲んだところが譲受人の自作地になります。次に、3 ページ目をご覧ください。

ください。こちら航空写真になります。申請地は譲受人の自宅の西側に位置し、南側は譲受人の自作地になります。進入路は北側にある農道のみとなります。現地確認時の担当委員からは、申請地は狭小で、隣接する譲受人の農地と一体で利用しなければ耕作することが困難な農地であり、例外規定に該当し、許可相当との意見となりました。以上のことから例外規定に該当するかの判断をお願いします。なお、譲受人は自作地と同様に申請地で野菜や果樹を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。52号については以上です。

受付番号53号です。譲受人は68歳。申請地は陣山の田、480㎡。売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は37年です。農作業には本人と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は、譲受人が借りて水稻を作っており、取得後も同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。53号については以上です。

3ページの受付番号55号と56号は、譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は76歳。申請地は久枝で、55号は1,076㎡、56号は2筆で計938㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は35年です。農作業には本人と夫と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。55号と56号については以上です。

受付番号57号です。譲受人は43歳。申請地は大桶の田、3筆で計1,906㎡。父から子への贈与による所有権移転です。譲受人の経営農地については、条件不利地を除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は10年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。57号については以上です。

次に、受付番号58号と59号は関連案件のため、まとめて説明します。申請地は58号が田村の畑2筆で計359㎡。夫から妻への贈与による所有権移転で、59号が大桶と田村の田10筆で計5,465㎡。父から子への贈与による所有権移転です。58号と59号の譲受人は、現在一緒に農業をしており、この度譲渡人より経営を引き継ぐため、贈与を受けるとのことです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴はそれぞれ30年と5年です。譲受人の経営面積

	は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稲とオクラ、ハウスでは水菜を作るといことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上 50 号から 59 号まで審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか。 (質問・意見なし)
会長	受付番号 52 号について、次長より説明がありましたが、これを含めての審議をお願いします。ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第 4 条第 3 項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和 2 年 12 月 4 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数 1 件。申請受理面積、田 23 m²、畑 0、計 23 m²。事務局説明をお願いいたします。事務局の説明の前に、田岡委員が代理申請をしていますので退室をお願いします。 (3 番 田岡委員 退室)
会長	はい、事務局説明をお願いします。
五十嵐主査	議案第 2 号を説明します。議案書 6 ページ、受付番号 11 号。資料はまずお配りしています別紙位置図は 1 ページです。申請地は南国市陣山の田、23 m²。自己所有地を墓地への転用です。申請者の夫の死去に伴い設置するもので、自宅に近い申請地を選定しております。それでは、今月から改めまして農地転用許可の基準を含めて、いつも以上に詳しく説明できたと思います。まず委員会として見なければならぬ農地転用許可の基準には大きく 2 つの柱がありまして、1 つめが立地基準。よく何種農地ですと言っている立地基準。もう 1 つが一般基準。これは事業を行うことが確実かどうか、周辺農地へ悪影響を与えることがないかどうか、こういった観点から委員会として判断しなければならない基準であり、これら 2 つがおおむね妥当であると判断した場合は許可相当という意見を決定することになります。それでは本件の説明をします。まず立地基準については、本日配布しております議案第 1 号で使用しました資料の 4 ページを開いてください。4 ページを開いていただいたら両開きで上段が立地基準について書いているもので、下段に一般基準を載せております。まず立地基準については、申請地は周囲に広がる 10ha 超の集団農地内にありますので、第 1 種農地に区分されます。第 1 種農地は原則転用はできませんが、目的

	および周囲の集落に接続するため、この基準を満たすことになります。その例外規定に該当する場合は、第1種農地であっても転用が可能ということになります。本件ですと、例外規定でこういったものがあります。申請地周辺地域に暮らしている人が、必要なもので集落に接続して設置されるものになります。位置図で見ていただくと分かるように、申請地から北側に申請者の住宅があります。そして北側集落に申請地から60m未満で接続することが確認できますので、立地基準については満たしているものと判断されます。つづいて利用計画を別紙2ページに載せております。少し図が小さいですが、申請地の敷地内は現況高で整地するのみです。配置は図のとおりです。進入路は南側の広域農道から1か所です。それでは一般基準について見ていきます。当日配布資料の5ページです。この一般基準は大きく2つに分かれていまして、転用の確実性という観点と周辺農地に悪影響がないかどうかという観点で、審査項目としては大きく分けると中段に載せているものとなります。まず事業者の資力については、事務局で申請書類から確認済みです。申請面積が適正かどうかは委員の皆さまが利用計画図から判断をお願いします。つぎに他法令見込みについては、本件墓地になりますので墓地埋葬法の許可が必要となり、その許可見込みは事務局より担当課へ確認済みです。つぎに周辺営農への影響については、まず日照、通風に関しては支障なしと現地確認で判断しております。排水計画については、墓地ですので、汚水の発生はありません。雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。その他としまして、隣接農地の同意はすべて取得しております。以上から周辺農地への悪影響なしと判断しております。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	そのように取り扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室)
会長	つづきまして議案第3号、農地法第5条権利異動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年12月4日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田9,845㎡、畑0、計9,845㎡。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第3号を説明します。議案書8ページ、受付番号41号、別紙位置図は3ページです。申請地は南国市立田の田、618㎡。売買による所有権移転で、工場への転用です。譲

	受入は農業用機械、建設機械の部品加工を行う法人で、南国市宍崎に第二工場、そして申請地東側に第三工場を有しています。現在は、県外企業を中心に事業拡大し、作業員の増員、そして設備の増設をしています。このたび取引先から受注量を増やしてほしいと要請があり、かさねて中型製品・大型製品の加工の打診があることから工場を増設する目的です。本社と第二工場付近では候補用地がないため、申請地を選定しています。それでは、さきほどの案件同様に立地基準、一般基準を説明します。まず当日配布資料は6ページになります。申請地は周囲に広がる10ha超の集団農地内にありますので、第1種農地となり原則転用はできませんが、こちらでも例外規定に該当することから立地基準を満たしていると思われます。その例外規定というのが既存施設の拡張というもので、現在の東側にあります工場敷地を拡げる、面積制限については1.5倍まで拡げることができるという規定がありますので、これに該当することから基準を満たすと判断しています。つづいて土地利用計画は位置図の4ページになります。そして当日配布資料は7ページです。申請地の敷地内はすでに造成されており、このことにつきましては始末書の提出がありました。工場等の配置は図のとおりで、申請地には工場1棟を建築します。進入は南側県道から1か所です。そして一般基準につきましては、1 資力、3 他法令・開発許可見込みを確認しています。5 一体利用地につきましては申請者所有の既存事業地のため問題ありません。つづいて周辺営農への影響につきましては、1 日照・通風の影響なしと現地確認で判断しました。2 排水計画については、金属加工業のため水は一切使用せず、汚水の発生ありません。製品洗浄で使用するオイルは業者回収で対応します。雨水につきましては、敷地西側に新設する水路を通し、南側県道側溝に放流する計画で同意を得ています。3 その他、隣接農地の所有者および管轄する土地改良区からの同意を得ています。本件は以上です。
会長	受付番号42号と43号がありますが、41号のさきほど事務局より説明がありました件を先に審議したいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。
山北推進委員	この敷地の拡張は1回きりと考えてよいのですか。
会長	事務局。
五十嵐主査	1回きりとは決まっております。
山北推進委員	何年後かに拡張する場合も1.5倍まで。
五十嵐主査	そうです。
会長	その件について、つぎ何年後かにも1.5倍まで可能なが。拡がる。
五十嵐主査	はい、拡がります。その時は、第1種農地ですので、無秩序に拡がってはいけなくて、拡げる理由とか申請面積は本当に妥当かどうかというところは委員会として審議しなければなりません。
会長	はい。ほかにございませんか。

	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。さきほども言いましたように、つぎに受付番号42号と43号、田岡委員が代理申請をしていますので、議事参与の制限により退室をお願いします。
	(3番 田岡委員 退室)
会長	事務局をお願いします。
五十嵐主査	受付番号42号と43号は関連のためまとめて説明します。別紙位置図は5ページです。申請地は岡豊町笠ノ川の田、転用目的は資材置き場です。42号では、田10筆、計8,371㎡を売買により所有権移転するもの。43号は1筆、856㎡に賃借権を設定して行うものです。譲受人は建設業を営む法人で、申請地隣接地に重機置き場を現在設置しています。事業規模に対しての資材保管場所が不足しているため設置するもので、既存事業地と効率よく利用できる申請地を選定されています。それでは、立地基準について説明します。当日配布資料の8ページをお願いします。申請地の農地区分ですが、申請地周囲には10ha超の集団農地はありません。また、近くに電停等もないため第1種農地であったり、第3種農地などのいずれの要件にも該当しませんので、その他の農地ということで、区分としては第2種農地という区分になります。この第2種農地の考え方ですが、これは第3種農地、第2種農地よりも宅地化しやすい農地での利用が困難場合は許可してかまいませんという農地になります。今回の申請では、申請地北側に重機置き場を設置しておりまして、既存事業地と一体利用するため申請地以外では困難ですと向こうから申請があがっております。で、周辺に第3種農地はありませんので、この基準は満たすものと思われます。なお、この第3種農地というのは駅ですとか電停、インターチェンジから300m以内にある農地が第3種農地となり、この農地の申請が出た場合には原則許可という農地です。繰り返しますが、こういった第3種農地はこの地域にはありませんので妥当かなというところです。つぎに土地利用計画は別紙位置図の6ページです。申請地の敷地内は最大部で約1m盛り土を行い、平均しますと現況から60~70cm嵩上げします。配置に関しては図のとおりで、資材置き場、車両進入路を設置。進入口は東側の国道から1か所となります。本件についての一般基準は当日配布資料の9ページに載せております。1資力ですが、現在申請書に残高証明書が添付されていますが、必要資金に達していませんので、不足分が確認できる資料を後日提出する旨連絡を受けております。3他法令は、土地開発適正化条例届出の見込みを確認、のちに説明します排水計画での排水管設置に係る占用許可

	は現在手続き中となっています。周辺農地への影響については、1日照・通風は影響なしと現地確認で判断しています。2排水計画は、造成後に敷地内周囲に新設する水路を経由し、最終的に笠ノ川に排水する計画で、現在排水同意の申請中です。3その他、隣接農地の所有者からすべて同意を得ています。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見ございませんか。
平田委員	これ〇〇の資材置き場、部落内ではなんの問題がおきちゅうか聞いてないと思うけど、資材置き場あちこちにあるがよ、〇〇の。あちこちにこういうものづくりゆうけど、本当にいるがやろうかね。そんなことは聞かれんろうか。いかんということはないわね。
五十嵐主査	いかんということはないですけど、南国市でいうと前に道の駅の近くであったりですか、大体これまでやっていたところ、南国市内の場合は借地契約を交わしていたと聞いていまして、その土地の返還をして、ここに持ってくるというところまでは確認していますけど、それ以上の突っ込んだところまでは確認していません。
平田委員	あちこちで借地契約だとか売買とかで資材置き場をつくりゆうような気がしてならんけど。まあ、いかんということが言えんろうけど。
会長	それぞれの所に、ばらばらに土地を買ってやってますけど、今のところ別に疑義はないしということです。
五十嵐主査	その転用した所での問題点というのは、特に苦情とかもないですね。
会長	これは息子さん。
平田委員	親父さん。
池委員	いや、社長は息子。
五十嵐主査	あとは、確認した話ですけど転々としたものを集約化して、ここに持ってきゆうとは聞いていますね。
西本推進委員	特に擁護するつもりはないですが、亀岩にもお父さん〇〇さんが土地を持っています。いま海外へも〇〇さんが、非常に海外進出もして多くの仕事を手掛けているということからすればですね、高知市に本社がありまして、高知市は津波で被害を受ける影響があるということで近々に来たいということのようにお話を伺ったこともありますし、地元とも、穴崎に工場を持ってまして、大変良好な関係でいっておりますので、会社としての疑義がここであがるということには至っていないと、特に心配事はないと思っております。以上です。
会長	ほかにございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようですので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、そのように取り扱いをいたします。
	(3番 田岡委員 入室)
会長	つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年12月4日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。説明の前に受付番号197、216号を先に審議したいと思います。議事参与の制限により、武市委員の退室をお願いします。
	(10番 武市委員 退室)
会長	事務局。
藤田次長	議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。13ページの197号です。申請地は篠原の田で、農地売買等事業により農業公社が担い手に売り渡すものです。譲受人は68歳、経営面積と価格については議案書のとおりで、取得後は水稻を作るといことです。次に、17ページの216号です。譲受人は農地所有適格法人です。申請地は大桶の田で、7年の使用貸借権を設定して水稻を作るといものです。以上、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。受付番号197、216号ついて、ご質問、ご意見はございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
	(10番 武市委員 入室)
会長	もう1件、受付番号217号。濱田委員の退室をお願いします。
	(13番 濱田委員 退室)
会長	事務局。
藤田次長	217号です。借人は60歳。申請地は岡豊町中島の田で、10年の使用貸借権を設定して水稻を作るといものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見はございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (13番 濱田委員 入室)
会長 藤田次長	それでは事務局、あとの残りの説明をお願いします。 議案書10ページですが、ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください。まず187号と188号ですが、この2件については関連した案件が14ページにもありますので、そちらでまとめて説明いたします。 189号からです。当日配布資料は10ページになります。申請地は岡豊町中島の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。 190号です。資料は11ページになります。申請地は立田の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。 191号です。申請地は立田の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。 192号です。申請地は立田の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。 193号です。資料は12ページになります。申請地は下島の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業です。 次に議案書13ページの194号です。ここからは農地売買等事業になります。194号から196号は、譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は43歳。申請地は物部の田で、経営面積と価格については議案書のとおりです。取得後は水稻を作るということです。 198号です。申請地は大埴の田で、農業公社が買い入れた後、担い手に売り渡されます。価格については議案書のとおりです。 199号です。申請地は浜改田の田で、同じく農業公社が買い入れた後、担い手に売り渡されます。価格については議案書のとおりです。以上が農地売買等事業になります。 議案書14ページの200号と201号と、さきほど農地中間管理事業でありました187号と188号についても説明します。当日配付資料の13ページをご覧ください。申請地は植田で、現在市農林水産課が進めているハウス園芸団地の整備区域で、黄色と赤色で囲んだ一角になります。187号と188号の申請地が黄色で囲んでいるところで、こちらは、農業公社を通じて借り入れを行いますので、農地中間管理事業になります。200号と201号の申請地は、赤色で囲んでいる一筆で、その一部、北側の斜線部分は農業施設用地として利用する計画です。農業公社は農業用施設用地については取り扱いをしていないので200号と201号は、農地中間管理事業ではなく直接利用権設定を行います。申請地の黄色と赤色の合計は約101aになります。借人は、〇〇と〇〇が設立した法人になり、30年の賃借権を設定して、76aのハウスを建設し、シシトウを作るというも

	のです。借人については、当日配布資料18ページにもつけていますので、参考にしてください。借人は、農地所有適格法人の要件は満たしていませんので、一般法人になります。一般法人が農地を借りるときは、農地を適正に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて借りるようになります。賃料については、1年目は10aあたり約5万円で、ハウス完成後の2年目からは10aあたり8万円を口座振込するというものです。次に200号の農業用施設用地については、開発を伴う利用権設定のため、転用許可基準に沿った審議が必要になりますので、土地の利用計画等については担当、五十嵐のほうから説明させていただきます。
五十嵐主査	私のほうから利用権の開発事業計画について説明します。まず、施設用地の利用方法にですが、当日配布資料の16ページに載せております。施設用地の敷地内ですが、こちらは現況高で整地するのみで、主は従業員用の駐車場として使用します。その他配置については図のとおりとなっていますが、施設用地と農地との境というのが、左側に天敵ハウスを書いておりますけど、ここが境となります。ここからこちら側が施設用地の敷地となります。本件は、転用許可基準を満たす必要があるため、これについては15ページに載せております。1資力は事務局のほうで確認済みです。3他法令については、必要な手続きは特に発生してきません。周辺営農への影響については、1日照通風は支障なしと判断しております。2排水計画はトイレからの汚水がありますが、こちらは合併浄化槽を通して、雨水は会所桝で集め、それらを北側の水路に排水する計画で、水路管理者の土地改良区から排水同意を得ています。3その他周辺農地に対しては被害防除計画が提出されており、内容は17ページに載せています。この被害防除計画の内容について、現地確認の委員の中では妥当と判断しておりますが、委員の皆さまご一読のうえ審議をお願いします。私からは以上です。
藤田次長	つづいて14ページの202号です。借人は67歳。申請地は田村の田で、4年5か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。 次に203号の借人は、同じ案件が7件ありますので、まとめて説明します。借人は44歳。申請地はいずれも稲生の田で水稻を作るというものです。203号は、4年5か月の賃借権を設定し、賃料は米30kgを物納するというものです。204号は、5年の賃借権を設定し、賃料は全部で米165kgを物納するというものです。205号は、5年の賃借権を設定し、賃料は米30kgを物納するというものです。つぎに17ページの214号です。5年の賃借権を更新し、賃料は全部で米60kgを物納するというものです。次は18ページになります。218号です。5年の使用賃借権を設定し、219号は、1年7か月の使用賃借権を設定し、220号は、5年の使用賃借権を更新するものです。

	15ページに戻ってください。206号です。借人は58歳。申請地は岡豊町常通寺島の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。 207号です。借人は72歳。申請地は大桶の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は米60kgを物納するというものです。 208号です。借人は49歳。申請地は久枝の田で、3年の賃借権を設定して水稻と野菜を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 209号です。借人は83歳。申請地は領石と左右山の田畑で、3年の賃借権を設定してショウガ、大根、ジャガイモを作るというものです。賃料は、全部で10,000円を現金で支払うというものです。 次に210号から212号までは借人が同じためまとめて説明します。借人は65歳。申請地は浜改田、里改田、前浜の田で、3年から5年の賃借権を設定または更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。 213号です。借人は68歳。申請地は白木谷の田で、5年の賃借権を更新して野菜類などを作るというものです。賃料は10,000円を口座振込するというものです。 215号です。借人は59歳。申請地は下末松の田で、4年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は12,000円を現金で支払うというものです。以上、187号から220号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了しました。議案外は資料のお目通しを願いたいと思います。ひきつづき協議事項に入ります。
	協議事項 (1) 南国市農地利用最適化に関する意見書(原案)について その他事項 (1) 農地パトロール報告会 (午後2時42分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長

武市 嘉雄

議事録署名委員

鈴木 郁馬

議事録署名委員

渡田 章孝

